

■改正消費者契約法の関連事項について

出典：リーフレット「不当な契約は無効です！-早わかり！消費者契約法-」（消費者庁）

○不当な勧誘行為～該当する勧誘行為によって結ばれた契約は取消し可

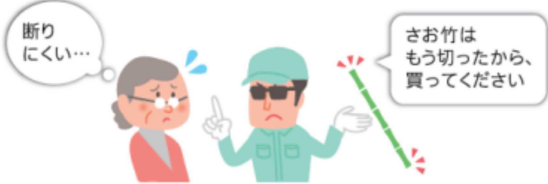
契約前なのに強引に代金を請求される等 (契約締結前に債務の内容を実施等)

平成30年改正で新設

契約締結前に、契約による義務の全部又は一部を実施し、実施前の原状の回復を著しく困難にした。

例

事業者が、注文を受ける前に、自宅の物干し台の寸法に合わせてさお竹を切断し、代金を請求した。



契約締結前に、契約締結を目指した事業活動を実施し、これにより生じた損失の補償を請求する旨等を告げた。

例

別の町の事業者から、マンション投資の勧誘で会ってほしいと言われ会ったが、「あなたのためにここまで来た、断るなら交通費を支払え」と告げ勧誘された。



(法第4条第3項第7号及び第8号)

○不当な契約条項～該当する契約条項は無効

事業者は責任を負わないとする条項

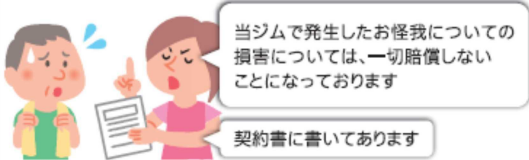
損害賠償責任の全部を免除する条項や、事業者の故意又は重過失による場合に損害賠償責任の一部を免除する条項は無効。

例

「当社のコンピューターシステム、ソフトウェアの故障、誤作動により生じた障害については、当社は免責されるものとします」とする条項。

例

「当ジムは、会員の施設利用に際し生じた傷害、盗難等の人的・物的ないかなる事故についても一切責任を負いません」とする条項。



消費者に損害が発生しても、事業者は賠償しないと定められた場合などが問題となります。

平成30年改正で対象を追加

事業者が、責任の有無や限度を自ら決定する条項は無効となります。

例

「当社が過失のあること認めた場合に限り、当社は損害賠償責任を負うものとします」とする条項。

(法第8条第1項)

消費者はどんな理由でもキャンセルできないとする条項

平成28年改正で新設

消費者の解除権を放棄させる条項は無効。

例

「販売した商品については、いかなる理由があっても、ご契約後のキャンセル・返品はできません」とする条項。



平成30年改正で対象を追加

事業者が、消費者の解除権の有無を自ら決定する条項は無効となります。

例

「お客様は、当社に過失があると当社が認める場合を除き、注文のキャンセルはできません」とする条項。

(法第8条の2)

成年後見制度を利用すると契約が解除されてしまう条項

平成30年改正で新設

事業者に対し、消費者が後見開始等の審判を受けたことのみを理由とする解除権を付与する条項は、無効となります。

例

アパート等の賃貸借契約における条項
賃借人(消費者)が、後見開始の審判を受けたときは、賃借人(事業者)は直ちに本契約を解除できる。



(法第8条の3)